

(7) 資本金別および所得階層別に関する調

資本金別	所得階層	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下	
		法人数	うち連結 申告法人数	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
	300万円未満	955	0	356	436,655	52	292,458	6	53,669
	300万円以上 1,000万円未満	4,853	2	1,432	1,885,154	349	1,956,531	84	740,804
	1,000万円	2,770	2	718	994,349	252	1,459,684	66	596,192
	1,000万円超 5,000万円未満	1,005	2	288	466,775	164	944,897	42	376,706
	5,000万円以上 1億円未満	178	2	34	57,232	6	35,766	3	26,510
	1億円	15	0	2	5,110	1	6,087	2	18,029
	1億円超 10億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	10億円	0	0	0	0	0	0	0	0
	10億円超 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	50億円	0	0	0	0	0	0	0	0
	50億円超 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	100億円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	9,776	8	2,830	3,845,275	824	4,695,423	203	1,811,910

- (注) 1 この調は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの間に事業年度(同日後に終了する事業年度分で平成29年3月31日までに申告書の提出があったものを含む。)が終了した普通法人で外形標準課税対象外の法人について作成した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。ただし、事業年度が年2回で、外形標準課税対象である事業年度と対象でない事業年度がある法人については、対象でない最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した(申告納付期限までに申告していない不申告法人、休業中の法人及び所在不明の法人は除く。)
- 4 分割法人については、当該法人の主たる事務所または事業所が県内に所在するものについて記載した。
- 5 事業年度が2回の法人の所得については、「年所得400万円以下」の欄には、200万円以下のものを記載し、他の所得区分についても同様とした。

年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計	
法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
28	443,595	0	0	1	141,808	0	0	1,398	1,368,185
272	5,260,432	17	985,402	7	1,679,070	0	0	7,014	12,507,393
341	7,524,284	54	3,588,237	47	8,732,802	2	3,035,046	4,250	25,930,594
344	8,403,363	88	6,315,021	90	20,221,204	2	2,805,581	2,023	39,533,547
64	1,784,319	31	2,385,557	57	16,361,676	2	13,870,098	375	34,521,158
6	131,922	4	326,018	6	2,276,755	0	0	36	2,763,921
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,055	23,547,915	194	13,600,235	208	49,413,315	6	19,710,725	15,096	116,624,798